

日本学術会議の新会員候補者否認に関する声明

2020年10月1日、菅首相は、日本学術会議から推薦された会員候補者6名の任命を否認しました。

「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立」されたものです。（日本学術会議法）

このたび日本学術会議は、「規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦（第十七条）」を行いました。

第六章に「第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。」
「第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。」という条項があります。

しかし、このたびの推薦否認と関わり、上記条項と関わって、十分に納得できる説明がなされているとは考えられず、日本学術会議法の趣旨から見て不適切と思われました。

学術団体である日本教育メディア学会は、これまで教育メディアの利用に関する研究と共に、それをを用いてどのような内容について教育のために提供できるか研究を行ってきました。

このたびの政府による推薦会員候補者の否認は、多様な立場にある人が集い、多面的多角的に論議しながら、研究を進めて参りました本学会のスタンスである学問の自由をおびやかすこと、ひいては公教育への本学会の研究知見の提供についても、自由に意見を述べることができないという不安を招く恐れもあります。この影響を考えると、このたびの内閣府の説明に対して、憂慮に耐えません。

上記の理由より、日本教育メディア学会は、学問の自由を擁護する見地から、ひいては公教育への研究知見の提供において憶測により貢献ができなくなる影響を危惧する見地から、否認について理解でき納得できる明確な説明と、推薦されて否認された6名の方の速やかな任命を求めるものです。

2020年10月17日

日本教育メディア学会理事会